

重要取組シート

中区役所 中保健福祉総合センター 生活援護課

取組項目		生活保護制度運用上の課題改善策の着実な実施
現状・課題		○ 令和 4 年 11 月に発生した生活保護受給者がお亡くなりになった事案に関連して、第三者検証委員会から 8 項目の改善策が提言された。健康福祉局において、今後このような事態を二度と起こさないよう改善に向けた取組を着実に実施するため「本市の生活保護制度運用上の課題改善策に係る取組計画」が策定された。 ○ 今後は、本庁課と各区役所が連携し改善策の取組を進めるが、中区役所は、市民・区民の信頼回復に向け、今後このような事態を二度と起こさないよう改善に向けた取組を着実に実施する必要がある。
取組の内容		本庁課及び各区役所と連携し、以下の取組を実施する。 ・市民の最低生活を守るべき生活保護担当職員としての意識改革と技量の抜本的向上 ・係長職・課長補佐職としての技能、専門性の確立 ・要支援ケースについての支援システムの構築 ・公務員として、暴力、不当要求についての対応の是正 ・適正な事務処理の確保 ・コンプライアンスにおける生活保護本庁課の位置づけ ・生活保護受給者からの意見を聞く機会の設置 ・改善策の進行管理
スケジュール	前期 (～7月)	□ (4月～) 課内会議等各種会議、要支援ケース等検討会議の実施(毎月) 全体会議(生活保護実施方針)※年間3～4回 ＜本庁課と連携した取組＞ □ (4～7月)「意識改革と技量の抜本的向上に関する作業部会」の開催 □ (4～7月)「係長・補佐職としての技能専門性の確立に関する作業部会」の開催 □ (4～7月)「受給者からの意見を聞く機会の設置に関する作業部会」の開催 □ (4～7月) 各種研修の実施(新任・新採ケースワーカー研修、2年目ケースワーカー研修、3年目ケースワーカー研修、中堅ケースワーカー研修、新任査察指導員研修)
	中期 (～11月)	□ (8月～) 課内会議等各種会議、要支援ケース等検討会議の実施(毎月) 全体会議(生活保護制度等) □ (8月～) 中区役所全体研修(コンプライアンス・不当要求等) □ (10月～) 生活保護業務に密接に関連する年金制度等に関する研修の実施 ＜本庁課と連携した取組＞ □ (8～11月) 各種研修の実施(不当要求対策研修、人権・コンプライアンス研修) □ (8～11月) 各職階の役割に係る通知を踏まえた各職場での認識の徹底 □ (8～11月) 生活保護受給者へのアンケートの送付・回答

進捗の状況	後期 (～3月)	☐ (12月～) 課内会議等各種会議、要支援ケース等検討会議の実施(毎月) ☐ (～3月) 中区役所全体研修(生活保護制度運用上の課題改善策に係る取組状況と意見交換) ☐ (3月) 全体会議(生活保護基準改定等)		
	次年度以降	☐ 上記内容を継続して実施する。		
	前期 (～7月)	☐ 課内会議等各種会議の実施 課内会議【4/26、5/22・23、6/27、7/25】 要支援ケース等検討会議 【4/26、5/24、6/26、7/24・25】 全体会議(生活保護実施方針)【6/10】 <本庁課と連携した取組> ☐ 改善検討会議(全体)の実施【6/28】 改善検討会議(各作業部会)の開催【毎月】 ☐ 各種研修の実施 新任・新採 CW 研修【4/11、12、16、23、24、30の6日間】 2年目 CW 研修【5/17、23、24、30の4日間】 3年目 CW 研修【6/17、18の2日間】		
	中期 (～11月)	☐ 課内会議等各種会議の実施 課内会議【8/22、9/26、10/24、11/26】 要支援ケース等検討会議 【8/22・23、9/25・26、10/25・28、11/26・27・28】 ☐ 中区役所不当要求対応等職員全体研修の実施【8/21】※全正職員対象 <本庁課と連携した取組> ☐ 改善検討会議(全体会)の開催【10/23】 改善検討会議(各作業部会)の開催【毎月】 ☐ 各種研修の実施 中堅 CW 研修の実施【8/27】 新任査察指導員研修の実施【8/28】 ☐ 福祉事務所職員と生活保護受給者のトークセッション研修【11/25】 ☐ 人権・コンプライアンス研修【11/28】		
2025 堺市基本計画	後期 (～3月)			
	該当する 施策	2- (6) 暮らしを支えるセーフティーネットの構築		
	寄与する KPI	—		目標値(2025年度) —
未来都市計画 堺市SDGs	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号 1	貧困をなくそう	
	寄与する KPI	—		目標値(2025年度) —